

2021 年度海外派遣

日本語上級専門家
募 集 要 項

1. 事業の目的

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）（以下、「基金」という）は、世界の全地域において国際文化交流事業を総合的に実施する、外務省所管の特殊法人として 1972 年（昭和 47 年）10 月に設立されました。2003 年（平成 15 年）10 月に独立行政法人となりましたが、特殊法人としての設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野は、各国・地域の教育環境や言語政策、日本との外交関係等を踏まえ、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とすることを目的としています。海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語関連事業への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を実施しています。

なかでも日本語専門家派遣事業は、それぞれの派遣先国・地域において日本語学習者・学習希望者が学習を安定的に開始・継続していくようにすること、必要な日本語教育が中長期的に自立・継続して行われていくことを目的としています。そのため、国または地域の中核的な役割を担う日本語教育機関に日本語教育の専門家を派遣することで、現地日本語教師の育成、教材・カリキュラム・教授法に関するコンサルティング、日本語教師間のネットワーク作り、派遣先機関・国における安定的な日本語教育の実施や質的改善に必要な支援を行っています。

2. 派遣先機関の種別と業務内容

派遣先機関により、業務内容が異なります。業務内容は、大きく分けて以下のとおりです。また、同一機関に日本語専門家や日本語指導助手が派遣されている場合、当該専門家や助手への指導や助言も業務に含まれます。

(1) アドバイザー業務

ア. 基金海外拠点（主任）：

基金海外拠点に所属し、任国あるいは近隣諸国の日本語教育支援事業の企画・立案、日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、JF 講座（<https://www.jpfa.go.jp/j/project/japanese/education/jf/index.html>）の運営・指導を行う。

イ. 各国（州）教育省：

各国教育省に所属し、任国の日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

ウ. 高等教育機関：

日本語教師養成課程もしくは日本語専攻課程の立ち上げ期にある大学等に所属し、当該機関のカリキュラム編成、教材作成、授業担当、現地日本語教師への助言、コース整

備等を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(2) 日本語予備教育業務

EPA（経済連携協定）に基づく訪日前日本語研修：

インドネシア・フィリピンにおける看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修において、講座の運営・管理、授業を担当する日本人派遣講師及び現地講師の指導・相談対応を行う。

3. 募集人数

10名程度

4. 派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、基金ウェブサイト（https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_2021_haken.html）に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

5. 派遣時期及び任期

2021年度中（2021年4月1日～2022年3月31日）に本邦を出発します。ただし、派遣先により、2021年3月中に出発となる可能性があります。

任期は、通常2年間です（1年間の延長の場合あり）。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2年未満となる場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

専門家の旅費・報酬等は、学歴・日本語教育経験を基金規程に沿って格付けし、次の通り支給します。

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃・支度料・移転料等）を支給します。また、専門家が随伴する（あるいは呼び寄せる）扶養親族の旅費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して6ヶ月を超える場合に限りません）。

(2) 報酬等

派遣期間中、基本報酬・在勤加算・住居経費を支給します。また、扶養親族を随伴する場合は家族加算を、また4歳以上18歳未満の子女を随伴する場合は子女教育経費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して6ヶ月を超える場合に限りません）。

※参考：基金規程に基づく試算（月額）（2020年3月31日時点）

東南アジア派遣（経験年数 15 年、配偶者随伴の場合）

基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）	家族加算
294,200 円	319,800 円 ～321,700 円	111,824 円（33.0%） ～277,081 円（14.1%）	39,975 円 ～40,212 円

注：住居経費は支給上限額の記載であり、金額に付記している自己負担率に加えて、光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。扶養家族を随伴しない（単身での）赴任の場合は、上記住居経費（上限）の 80% の金額が上限となります。

西欧派遣（経験年数 15 年、配偶者随伴の場合）

基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）	家族加算
294,200 円	367,000 円 ～400,700 円	179,564 円（20.1%） ～262,774 円（13.6%）	45,875 円 ～50,087 円

注：住居経費は支給上限額の記載であり、金額に付記している自己負担率に加えて、光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。扶養家族を随伴しない（単身での）赴任の場合は、上記住居経費（上限）の 80% の金額が上限となります。

※経験年数は経歴書（証明書）に基づき、教授内容・担当時間数等を勘案し、基金内規に基づく係数を乗じて算出するため、大学卒業後の実年数とは異なります。

※在勤加算とは、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らして加算支給されるものです。交通費や、必要に応じて乗用車購入・使用人の雇用等に充当するためのもので、基金の規程により定められており、国によって異なります。

※住居経費及び自己負担率は、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らし、基金の規程により定められており、国によって異なります。

※住居経費は外貨で支給されますが、ここでは 2020 年 3 月末のレートで円換算をした金額を記載しています。

※基金の規程が改定され、基本報酬・在勤加算・住居経費の支給額が増減することがあります。

※受入機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、基金からの支給額を調整します。

※任期中の一時帰国や任国外旅行については、制限があります。

7. 応募資格

下記 (1) ～ (5) をすべて満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
- (2) 心身ともに、任期を通じて、海外での業務遂行に支障がない状態であること。
- (3) 日本語教育関連分野において修士号以上の学位を有する者（もしくは 2021 年 3 月末までに取得可能な者）。

※なお、日本語教育関連分野において研究、教材作成等の実績を有する者については、修士号相当とみなすことがあります。ただし、派遣先機関より修士号以上の学位を持

つ上級専門家が要請されることが多く、派遣可能な機関が極めて限定されることがあります。

- (4) 中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師（非常勤を含む、以下同じ）として応募時点で通算 10 年以上勤務した経験があること。なお、10 年の経験年数に教育実習、ティーチングアシスタントの経験は含まないが、基金の海外派遣事業のうち日本語指導助手、EPA 日本語講師、米国若手日本語教員（J-LEAP）としての派遣経験は、その対象とする。また、海外勤務経験が望ましい。

※2021 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満の方を優先します。

- (5) 派遣前研修（下記 13.参照）に全日程参加できること。

※上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。

8. 日本語上級専門家の身分

- (1) 日本語上級専門家と基金との関係

専門家と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づいて基金は専門家に業務を委嘱します（専門家と基金は雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きは専門家各自の責任において行ってください。また、基金は専門家の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません）。

- (2) 上級専門家と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関（基金海外拠点を除く）は、専門家の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償制度

専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

10. 国際交流基金在外共済会

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の 8 割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

11. 応募手続き

- (1) 提出書類

ア. 応募用紙

基金ウェブサイト https://www.jpj.go.jp/j/about/recruit/japan_2021.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入してください。

イ. 推薦状（原本）

日本語教育に関する知識・技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚（基金役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状を提出してください。様式は問いませんが、日本語の記述で A4 用紙 1 枚とし、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）を明示の上、推薦者の署名または捺印のある原本を厳封された状態のまま提出してください。また、推薦状の宛名は国際交流基金としてください。

海外から推薦状を取り寄せる場合、新型コロナウイルスの影響で、国際郵便の配達には通常よりも日数を要するため、推薦者から PDF 化した推薦書を jfkoubo.doc@jpf.go.jp まで直接メール送付いただくことも可能です。

ウ. 返信用封筒

応募者の住所・氏名を宛先に記した定型封筒（長 3 型 12×23.5cm または A4 用紙を 3 つ折または 4 つ折にして入れることができる大きさの封筒）
1 枚（切手貼付不要）

(2) 提出先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 703
一般社団法人国際フレンドシップ協会
日本語上級専門家公募係
* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

※応募書類は自身の分としてのコピーを取り、保管してください。第 2 次選考（面接）に進んだ場合、応募書類の内容に関して質問することがあります。

<海外居住者の応募書類提出について>

新型コロナウイルスの影響で、国際郵便の配達には通常よりも日数を要するため、応募書類を PDF 化の上、Microsoft OneDrive または Google ドライブのストレージサービスにアップロードいただき、URL を jfkoubo.doc@jpf.go.jp までメールでご連絡いただくことも可能です。ストレージサービスをご利用になれない場合は、jfkoubo.doc@jpf.go.jp に PDF 化した応募書類を直接メール送付いただくことも可能です。応募書類受信後、受領メールをお送りしますが、2 営業日後となっても連絡がない場合は、jfkoubo.doc@jpf.go.jp までお問い合わせください。

ストレージサービスまたはメール送付で応募書類を提出する場合、返信用封筒の提出は不要です。

原本の扱いについては、第 1 次選考を通過した場合にご連絡しますので、第 1 次選考の結果が判明するまではお手元で保管してください。

(3) 締切

2020 年 8 月 12 日（水）必着

※海外居住者のストレージサービスアップロード・メール添付送付締切は 2020 年 8 月

12日（水）（日本時間）
※提出書類（応募用紙等）は、一切返却しませんので予めご了承ください。

12. 選考

(1) 第1次選考（書類とオンライン試験による選考）

応募書類とオンライン試験の結果により選考を行います。結果は9月末頃に文書で通知します。

オンライン試験は、一部対象者に対してのみ実施し、非対象者は書類のみで選考します。

ア. オンライン試験受験対象者

- (ア) 国際交流基金から日本語専門家・日本語上級専門家として派遣経験がない方
- (イ) 国際交流基金から日本語専門家・日本語上級専門家として派遣経験があるが、直近の派遣契約期間が2015年3月31日以前に終了している方

イ. オンライン試験詳細

- (ア) 科目：日本語・日本語教育
- (イ) 日程：2020年9月5日（土）（日本時間）
- (ウ) 時間・出題サイト：応募締切後にアクセスに必要な情報をご連絡します。

ウ. オンライン試験エントリー方法

- (ア) オンライン試験の対象者は、eラーニングプラットフォーム「みなと」の下記URLからユーザー登録をしてください。

<https://minato-jf.jp/AccountRegist/Index>

- (イ) 応募書類にオンライン試験エントリーに必要な情報（ユーザーIDと受験地）を漏れなくご記入ください。

※海外居住者も受験可能です。応募締切後に受験時間についてご案内します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第1次選考通過者に対し、以下の通りウェブ面接を実施します。結果は11月中旬頃に文書で通知します。

- ア. 日程：2020年10月7日（水）、8日（木）、9日（金）、10日（土）、11日（日）
のいずれかの日

※日時は基金が指定します。詳細は第1次選考通過者に対し連絡します。海外に居住する受験者について、時差はなるべく考慮しますが、早朝・深夜となる可能性もあります。

イ. 面接サイト：第1次選考通過者にアクセスに必要な情報をご連絡します。

※日本国内外の受験者すべてに対してウェブで面接を実施します。ウェブ面接の実施が不可能な受験者に対する代替措置（対面面接等）はありません。

※通信が遮断されるなどして、時間内に面接ができなかった場合は別途ご連絡を差し上げます。

※面接の結果、派遣候補者となった場合、その有効期間は2021年度限りです。

13. 派遣前研修

派遣候補者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

(1) 目的

日本語上級専門家としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、派遣専門家としての見識を身につけること。

(2) 日程

2021年2月28日（日）～3月6日（土）（予定）

(3) 場所

国際交流基金 日本語国際センター（埼玉県さいたま市/JR 北浦和駅徒歩8分）

(4) 研修内容

派遣手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

(5) その他

ア. 研修参加の為の諸経費は基金が負担します。

交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみ基金が負担します（海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみ基金が負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります）。

イ. 研修中は、全員、日本語国際センターに宿泊します。

14. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、基金関係者、外部有識者等の評価に提供します。また、派遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会に、業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

選考合格となった場合には、氏名・所属先・派遣先・派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績・年報・ウェブサイト等の基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

15. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語第1事業部

日本語専門家派遣 公募担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ

E-mail: sakura_adoption@jpf.go.jp

※ご不明点・ご質問は、基金ウェブサイト内のFAQをご参照の上、メールでお問い合わせください。

基金ウェブサイト FAQ: https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_2021_faq.html
※選考の過程や選考結果の個別の照会は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

16. 留意事項

- (1) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続き（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任1～2ヶ月前までに日本に帰国する必要があります（時期及び手続きに要する期間は国によって異なります）。
- (2) 日本以外の国籍を有する扶養家族を随伴する場合、査証手続き等に際し、専門家本人以上に時間を要することがあります。
- (3) 現在、基金プログラム（日本語上級専門家・日本語専門家等）で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮は原則としてできません。ただし、2021年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては、現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。